



平成 29 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 美 樹 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岡 田 尚 一 郎
(J A S D A Q コード番号 : 1718)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 魚 澤 誠 治
T E L 0 7 9 - 2 8 1 - 5 1 5 1 (代 表)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 13 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部の変更について決議いたしました。併せて、平成 29 年 3 月 28 日開催予定の第 55 期定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 100 株に変更することといたしました（以下「本単元株式数変更」）。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更条件

平成 29 年 3 月 28 日に開催予定の当社第 55 期定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

(4) 変更予定日

平成 29 年 7 月 1 日

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 平成29年7月1日をもって、平成29年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年12月31日現在）	11,532,630株
株式併合により減少する株式数	10,379,367株
株式併合後の発行済株式総数	1,153,263株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成28年12月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

(平成28年12月31日現在)

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	2,133名 (100.00%)	11,532,630株 (100.00%)
10株未満	257名 (12.05%)	309株 (0.00%)
10株以上	1,876名 (87.95%)	11,532,321株 (100.00%)

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

平成29年3月28日に開催予定の当社第55期定時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「2. 株式併合」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年7月1日をもって発生する旨の附則を設け、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除することといたします。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款 (抜粋)	変更後 (抜粋)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>附則 第6条及び第8条の変更は、平成29年3月28日開催の第55期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成29年7月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は当該変更の効力発生日経過後これを削除する。</u>

(3) 定款変更の条件

平成29年3月28日に開催予定の当社第55期定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年2月13日
株主総会決議日	平成29年3月28日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年7月1日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成29年7月1日 (予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成29年7月1日 (予定)
端数株式処分代金のお支払	平成29年9月上旬 (予定)

単元株式数の変更及び株式併合に係る効力発生日は平成29年7月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、平成29年6月28日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以 上

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。
今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更と株式併合の目的を教えてください。

- A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としています。
当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位(5万円以上50万円未満)の水準にするとともに、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、株式併合(10株を1株に併合)を実施いたします。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の10倍となるからです。
また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ(株式市場の動向等の他の要因を除く)】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1株当たり 純資産額	資産価値		株式数	1株当たり 純資産額	資産価値
1,000株	800円	800,000円		100株	8,000円	800,000円

Q 5 受け取る配当金額はどのようになるのでしょうか。

- A. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合(10株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績連動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式(1株に満たない株式)につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6 株主の所有株式や議決権はどのようになるのでしょうか。

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年6月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

効力発生前			⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	2,000株	2個		200株	2個	なし
例2	1,200株	1個		120株	1個	なし
例3	555株	なし		55株	なし	0.5株
例4	7株	なし		なし	なし	0.7株

- ・例2及び例3では単元未満株式（効力発生後において、例2は20株、例3は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度をご利用できます。
- ・例3及び例4において発生する端数株式相当分（例3は0.5株、例4は0.7株）につきましては、当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。この代金は、平成29年9月上旬にお支払することを予定しております。
- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何とぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

Q7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

- A. 株式併合の効力発生前に、単元未満の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。
- 具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8 株式併合後も単元未満株式が生じます。買取りをしてもらえますか。

- A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。
- 具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q9 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特に必要なお手続きはございません。

Q10 株主優待制度はどうなるのでしょうか。

- A. 平成29年12月末の基準日より、株主優待制度の基準となるご所有株式数は、「100株以上」となります。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒541-8502	大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電 話	0120-094-777 (通話料無料)
受付時間	9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)